

令和6年度 市有地売払一般競争入札の公告



売払物件（大宮町善王寺地内）

令和6年4月
京丹後市総務部財産活用課

目 次

1	売払物件	・・・	1
2	入札参加者の資格	・・・	2
3	売払物件の用途指定	・・・	3
4	入札実施要領等の配付	・・・	4
5	入札参加申込み	・・・	4
6	売払物件の現地説明	・・・	5
7	入札参加資格証の送付等	・・・	5
8	質疑の受付及び回答	・・・	5
9	入札及び開札	・・・	6
10	入札の無効	・・・	7
11	売買契約の締結	・・・	8
12	買戻特約	・・・	8
13	売買代金の納入	・・・	8
14	所有権の移転と物件の引渡し	・・・	8
15	土地購入費用と公租公課等	・・・	9
16	契約不適合責任（消費者契約法関係）	・・・	9
17	その他の注意事項	・・・	9
18	スケジュール	・・・	10

◆様式等◆

様式 1	市有地売払一般競争入札参加申込書	・・・	1 1
(記載例)	「市有地売払一般競争入札参加申込書	・・・	1 2
様式 2	役員一覧表	・・・	1 3
(記載例)	役員一覧表	・・・	1 4
様式 3	誓約書（資格関係）	・・・	1 5
(記載例)	誓約書（資格関係）	・・・	1 6
様式 4	質問書	・・・	1 7
様式 5	入札書	・・・	1 8
様式 6	委任状	・・・	2 0
(記載例)	委任状	・・・	2 2
様式 7	市有財産売買契約書(案)	・・・	2 3

◆物件調書(10370-6)及び物件調書(10370-7)◆ ・・・・・・・・・・・・・・・・ 卷末

京丹後市の土地を下記のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）により売却します。

入札参加を希望される方は、この市有地売却一般競争入札の公告（以下「入札実施要領」という。）をよく読んでいただき、各事項の内容を承諾のうえ、入札に参加してください。

記

1 売払物件

(1) 売払物件

物件番号	所在地	公簿地目	公簿地積 (実測面積)	最低売払価格
1	京丹後市大宮町善王寺小字 赤坂谷 10370 番 6	雑種地	216 m ² (216.55 m ²)	1,520,000 円
2	京丹後市大宮町善王寺小字 赤坂谷 10370 番 7	雑種地	216 m ² (216.56 m ²)	1,450,000 円

ア 物件番号 1 及び 2 の位置は、(2) 売払物件位置図、(3) 売払物件測量図をご参照ください。

イ 売払物件は、現況有姿で買受人に引渡します。

ウ 売払物件は、京都府建築基準法施行条例（昭和 35 年条例第 13 号）に規定される「がけ」の影響を受ける範囲があり、建築物の安全を図る趣旨で制限があります。

京都府建築基準法施行条例（昭和 35 年条例第 13 号）抜粋
(崖に近接する建築物)

第 6 条 高さ 2 メートルを超える崖に近接して建築物を建築するときは、当該建築物と崖との間に、崖の上にあつては崖の下端から、崖の下にあつては崖の上端から、崖の高さの 2 倍以上の水平距離を保たなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 次号に規定する建築物を建築する場合以外の場合にあつては、次のいずれかに該当するとき。

ア 崖面が宅地造成及び特定盛土等規制法施行令(昭和 37 年政令第 16 号。以下「宅造令」という。)第 8 条第 1 項第 1 号イからハまでのいずれかに該当するとき。

イ 崖面が鉄筋コンクリート造又は間知石練積み造その他これらに類する構造の擁壁で、宅造令第 9 条から第 12 条までに規定する技術的基準に適合するものにより保護されたとき。

ウ 崖の上に建築物を建築する場合で、当該建築物の基礎を鉄筋コンクリート造の布基礎その他これに類するものとし、かつ、崖の下端から 30 度の角度をなす面の下方に当該基礎の底(杭基礎にあつては、杭の先端)を設けたとき。

エ 崖の下に建築物を建築する場合で、次のいずれかに該当するとき。

(ア) 当該建築物の外壁及び構造耐力上主要な部分(崖の崩壊(崖である土地が崩壊する自然現象をいう。以下同じ。))による衝撃が作用すると想定される部分に限る。以下「外壁等」という。)が、当該衝撃が作用した場合においても破壊を生じない構造方法を用いるものであるとき。

(イ) (ア)に規定する構造方法を用いる外壁等と同等以上の耐力を有する門又は塀を、崖の崩壊により当該建築物の外壁等に作用すると想定される衝撃を遮るように設けたとき。

(2) 売払物件位置図



(3) 売払物件測量図



2 入札参加者の資格

入札に参加できる者は、個人又は法人です。共有名義の申込みも可能です。ただし、次のいずれかに該当する者は、除きます。

- (1) 入札日において18歳未満の者。

- (2) 市内に住所を有しない個人。(市内に住所を有しないが、売払物件を落札した場合に当該売払物件に自ら居住し、又は利用する予定の個人を除く。)
- (3) 市へ納付すべき税の滞納がある者。
- (4) 売払物件を **3 売払物件の指定用途** に反して利用しようとする者。
- (5) 成年被後見人など契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。
- (6) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当し市の入札に参加させない措置を受けた者で、各号に該当する事実があった後 3 年を経過していない者。

○地方自治法施行令

第 167 条の 4 第 2 項 普通地方公共団体は、一般競入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について 3 年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- 四 地方自治法第 234 条の 2 第 1 項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。
- 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
- 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

- (7) 地方自治法第 238 条の 3 第 1 項に規定する公有財産に関する事務に従事する京丹後市の職員。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号から第 6 号までに規定する方その他反社会的団体及びこれらの構成員並びにこれらの者から委託を受けた者。
- (9) 入札実施要領に定める提出書類等に故意に虚偽記載した者。

3 売払物件の指定用途

売払物件の指定用途は、次のいずれかに該当する用途に使用しないことを条件とします。なお、落札者は、売払物件を譲渡する場合又は使用収益権を設定する場合、前述の条件を第三者に承継してください。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項各号に掲げる風俗営業及び同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業並びにこれらに類する営業の用途。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号から第 6 号までに規定する方、その他反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用するなど公序良俗に反する用途
- (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 2 条に規定する廃棄物を処理するための用途に使用しないこと。

- (4) 公序良俗に反する用途又は公共の福祉に反する用途
- (5) その他売払物件の用途として適当でないと市長が特に指定する用途に使用しないこと。

4 入札実施要領の配付

- (1) 配付期間
令和6年4月10日(水)から令和6年6月7日(金)まで
午前8時30分から午後5時15分まで
(土日、祝日及び正午から午後1時を除く。)
- (2) 配付場所
総務部 財産活用課(峰山庁舎2階)
市ホームページからもダウンロードできます。
<https://www.city.kyotango.lg.jp>

5 入札参加申込み

- (1) 申込方法
 - ア 持参の場合
総務部 財産活用課(峰山庁舎2階)に申込書類一式を持参してください。
 - イ 郵送の場合
総務部 財産活用課へ申込書類一式を簡易書留で郵送してください。
<送付先>
〒627-8567 京丹後市峰山町杉谷889番地
京丹後市役所 総務部財産活用課 宛
- (2) 申込期間
令和6年4月10日(水)から令和6年6月7日(金)まで
午前8時30分から午後5時15分まで
(土日、祝日及び正午から午後1時を除く。)
※郵送の場合は、令和6年6月7日(金)午後5時15分までに京丹後市役所峰山庁舎に必着
- (3) 申込書類
 - ア 入札実施要領の様式を使用し、必要な関連書類を全て提出してください。
なお、個人、法人で提出する書類が異なります。
 - イ 共有者連名で申込みの場合は、共有者の関連書類の提出が必要です。
 - ウ 申込書類の作成等に要する経費は入札参加者の負担となります。
 - エ 提出した申込書類の修正等はできません。ただし、上記の申込期間内であれば、申込書類一式を一旦取り下げたうえで、改めて提出することは可能です。

個人の申込書類 各1部

様式の別	書類名称等
様式1	・市有地売払一般競争入札参加申込書(以下「入札参加申込書」という。)

関連書類	・印鑑証明書（発行後、3か月以内のもの）
様式3	・誓約書（資格関係） ※落札後、売買契約の締結は、入札参加申込書に記載された入札参加者名で行います。
関連書類	・身分証明書（発行後、3か月以内のもの） ※成年被後見人及び破産者でない証明書
関連書類	・納税証明書（市税の滞納がない証明）（発行後、3か月以内のもの）

法人の申込書類 各1部

様式の別	書類名称等
様式1	・市有地売払一般競争入札参加申込書
関連書類	・登記事項証明書（履歴事項全部証明書）（発行後、3か月以内のもの）
関連書類	・印鑑証明書（発行後、3か月以内のもの）
様式2	・役員一覧表 ※役員の名について、法人登記簿の変更手続きが完了していない場合は、提出時点の役員氏名を記載してください。
様式3	・誓約書（資格関係） ※落札後、売買契約の締結は、入札参加申込書に記載された入札参加者名で行います。
関連書類	・納税証明書（市税の滞納がない証明）（発行後、3か月以内のもの）

6 売払物件の現地説明

売払物件の現地説明は行いません。入札参加者は、物件調書等を確認したうえで、現地及び法令等を十分に調査し申し込みをしてください。

7 入札参加資格証の送付等

- (1) 入札参加申込書等の書類審査の結果、入札参加資格を有すると認められるときは、「市有地売払一般競争入札参加資格証」（以下「参加資格証」という。）を交付します。必ず入札日に、参加資格証を持参してください。
- (2) 入札参加申込書等の書類審査により入札参加資格を有しないと認められるときは、「市有地売払一般競争入札参加申込結果通知書」により通知します。

8 質疑の受付及び回答

(1) 質疑の受付

入札実施要領に関する質疑は、全て様式4「質問書」によって行います。質疑内容は簡潔・明瞭に記載し、総務部財産活用課まで持参、郵送、FAX又はメールにより提出してください。なお、FAX提出の場合は、必ず電話にてFAX送信した旨を財産活用課まで連絡してください。

※口頭、電話、質疑申込期間経過後の質疑等には、一切対応できません。

※抽象的・不確定なもの、応募者の意見表明と解される質疑等に対しては、回答できない場合があります。

(2) 申込期間

令和6年4月10日（水）から令和6年6月7日（金）まで

午前8時30分から午後5時15分まで

(土日、祝日及び正午から午後1時を除く。)

問合せ先

京丹後市役所 総務部 財産活用課

TEL : 0772-69-0080 (直通) FAX : 0772-69-0901 (代表)

E-mail : zaisan@city.kyotango.lg.jp

(3) 質疑に対する回答

質疑に関する回答は、市ホームページで公開し、この回答の公開をもって、入札実施要領の補完、修正及び解釈に関する補足とします。

※回答において、個別の名称等の特定ができる内容は、変更する場合があります。

回答予定時刻 令和6年4月17日(水)から令和6年6月12日(水)までの間の水曜日に更新

回答場所 市ホームページ <https://www.city.kyotango.lg.jp>

9 入札及び開札

(1) 日時

令和6年6月26日(水)

入札開始時間 午前10時00分開始

※入札開始10分前までに必ず入札会場に入室してください。入室後、入札資格確認を行い、10時に入札会場入り口を閉鎖します。

※入札参加に要する費用は、入札参加者の負担となります。

(2) 入札会場

京丹後市峰山庁舎 2階 205会議室

(3) 持参するもの

ア 市から交付された「参加資格証」

※入札参加申込書等の書類審査の結果、入札参加資格を有すると認められたときに交付します。

イ 印鑑(使用印。ただし、スタンプ式の印を除く。)

※印鑑は、様式1「市有地売払一般競争入札参加申込書」に届け出した使用印(以下、「使用印」という。)です。

※受任者は、委任状に押印した印鑑と同じものを持参してください。

ウ 筆記用具(黒のボールペン又は万年筆)

※消せるボールペン等は不可

エ 様式6「委任状」(受任者が参加される場合のみ)

※入札実施要領の様式を使用し、委任者の実印を押印し、持参してください。

※法人の場合で、代表権を有する者以外の者が入札に参加する場合は様式6「委任状」を提出してください。

オ 写真付の身分を証明する書類(運転免許証、パスポート、マイナンバーカード等)

※入札当日、入札者(入札参加者又は受任者をいう。以下同じ。)の本人確認を行います。

(4) 入札について

ア 入札者は、様式5「入札書」に入札金額、日付、所在地、法人名及び代

表者氏名（個人の場合は、入札金額、日付、住所及び氏名）を記入し、押印してください。

イ 様式 5「入札書」に記載する入札金額は、最低売払価格以上の金額としてください。

ウ 法人印の持ち出し等が困難な場合は、入札実施要領の様式 5「入札書」を使用し、入札金額、所在地、法人名及び代表者氏名を記入し印鑑（使用印）を押印して、入札当日に持参し、入札箱に入れてください。

エ 受任者が参加する場合は、様式 6「委任状」に押印した受任者の印鑑（スタンプ式の印を除く）を使用してください。

オ 入札者が 1 者の場合でも入札は有効とします。

カ 入札開始 10 分前までに入札会場に入室していない場合は、入札を辞退されたものとして取扱います。

キ 入札会場への入室は、入札者のみとさせていただきます。

入札者は、いかなる理由があっても、入札箱に入れた入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができません。

(5) 開札について

開札は、入札後直ちに入札者の面前で行います。

(6) 落札者の決定

落札者は、次の方法により決定します。

ア 有効な入札を行った者のうち、入札書に記入された金額が、入札実施要領で定めた最低売払価格以上で、かつ最も高い価格をもって入札した者を落札者とします。なお、入札において、入札の最低売払価格未満の価格で入札した者は、失格とします。

イ 最も高い価格をもって入札した者が 2 者以上ある場合（同額の場合）は、開札後直ちにくじ引きを行い決定します。この場合において、当該入札者は、くじ引きを辞退することはできません。

(7) 開札結果

ア 開札結果は、開札に立ち会った入札者に落札者の氏名（法人の場合はその名称）及び落札金額をお知らせします。

イ 市ホームページに「落札・不調の別」、「入札参加者数」及び「落札金額」の入札顛末を掲載します。

10 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とします。

(1) 入札に参加する資格がない者が行った入札又はその権限を証する書面を提出せずに受任者が行った入札。

(2) 入札者が、指定する時刻までに入札書を入札箱に入れなかった入札。

(3) 所定の入札書によらない入札。

(4) 入札者の記名と押印がない入札書による入札。

(5) 「委任状」に受任者の押印と異なる印鑑を押した入札書により行った入札。

(6) 入札金額、入札日、入札者の住所及び氏名、押印が識別し難い入札書による入札。

(7) 入札金額を訂正した入札書による入札。

(8) 入札者が 1 者で 2 枚以上の入札をした場合の入札。

- (9) 入札に関し、不正の利益を得るために連合その他の不正な行為をした者の入札。
- (10) 市職員の指示に従わない等、入札会場の秩序を乱した者の入札。
- (11) その他入札実施要領に違反して行われた入札。

1 1 売買契約の締結

- (1) 売買契約は、落札決定通知書発送後概ね7日以内に入札参加者の名義で締結を予定してします。なお、共有名義で参加の場合は、共有者全員の名義で締結します。
- (2) 売買契約書（市提出用の1部）に貼付する収入印紙、売買契約の締結及び履行に必要な一切の費用等は買受人の負担となります。
- (3) 契約書は、様式7「市有財産売買契約書（案）」を使用します。

1 2 買戻特約

- (1) 市は、買受人が **3 売払物件の用途指定** に違反した場合は、売払物件の買戻しをする場合があります。買戻しができる期間は、所有権移転日から10年間です。
- (2) 市は、所有権移転登記と同時に10年間の買戻特約登記を行います。ただし、共有名義で入札参加した場合で、売払物件の管理・責任を明確にする観点から買受人が取得後に分筆登記を行う場合は、買戻特約登記を行わない場合があります（契約締結までに、売払物件の利用計画図等の提出が必要となります）。
- (3) 買戻期間満了後、買受人又は所有権の承継者の申請により市は、買戻権抹消登記を行いません。
このとき、必要な登録免許税等一切の費用は、買受人又は所有権の承継者の負担となります。

1 3 売買代金の納入

売買代金は、契約締結日又はその翌日（翌日が土曜日の場合は、月曜日）に一括で納入してください。なお、市が発行する納入通知書を用いるものとし、下記の取扱金融機関のいずれかで納付してください。

[取扱金融機関]

株式会社京都銀行	但馬信用金庫
京都北都信用金庫	京都府信用漁業協同組合連合会
京都農業協同組合	株式会社ゆうちょ銀行

1 4 所有権の移転と物件の引渡し

- (1) 所有権の移転
 - ア 売払物件の所有権は、売買代金全額の支払いがされたときに買受人に移転します。
 - イ 所有権移転登記事務は、市が行いますが、移転登記に必要な登録免許税

その他すべての経費は、買受人の負担となります

ウ 所有権移転登記の所有者は、入札参加者の名義で行います。

(2) 物件の引渡し

売払物件の所有権が移転したときに、入札参加者に現状有姿で引き渡します。

1 5 土地購入費用及び公租公課等

次の費用等は、買受人の負担となります。

(1) 売買代金

(2) 売買契約書に貼付する収入印紙

(3) 土地所有権移転登記に必要な住民票の写し及び登録免許税

(4) 所有権移転後、買受人に賦課される公租公課

[参考：固定資産評価額]

物件番号	所在地	公簿地目	地積	固定資産評価額
1	京丹後市大宮町善王寺 小字赤坂谷 10370 番 6	雑種地	216 m ²	1,831,896 円
2	京丹後市大宮町善王寺 小字赤坂谷 10370 番 7	雑種地	216 m ²	1,831,896 円

1 6 契約不適合責任（消費者契約法関係）

物件調書の記載内容は、**6 売払物件の現地説明**において入札参加申込前に確認をしていただくこととなっています。なお、買受人が消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に規定する消費者の場合と消費者以外の場合で用いる契約条文が変わります。

(1) 買受人が、消費者契約法第2条第1項に規定する消費者の場合

【様式7「市有財産売買契約書（案）」から抜粋】

第10条 引き渡された契約物件が物件調書の記載に適合しないものであるときは、甲は、乙に対し、引渡しの日から2年間に限り民法（明治20年法律第89号）第562条から第564条までの規定に基づく契約不適合の責任を負う。

(2) 買受人が、消費者契約法第2条第1項に規定する消費者以外の場合

【様式7「市有財産売買契約書（案）」から抜粋】

第10条 乙は、本契約締結後、契約物件が物件調書の記載に適合しないことを発見しても、履行の追完、売買代金の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。

1 7 その他の注意事項

(1) 入札の参加申込者数等、公正な競争を害するおそれのある事前の問合せにはお答えできません。

(2) 入札開始時間までに、災害等やむを得ない事由が生じた場合のほか都合により入札の実施が困難な場合は、入札を中止又は延期します。

(3) 入札に参加しようとする者が不正又は不誠実な行為をするおそれがあり、

入札を公正に執行できないと認められる場合は、当該入札者を入札に参加させない、又は入札の執行を延期若しくは中止します。

- (4) 入札実施要領の定めのない事項は、地方自治法、同法施行令、京丹後市公有財産規則、京丹後市契約規則等の関連諸法令に定めるところにより処理します。
- (5) 売買契約において使用する通貨は、日本国通貨に限ります。
- (6) 買受人は、売払物件の所有権移転前に売払物件に係る権利義務を第三者に譲渡することはできません。

18 スケジュール

- (1) 入札参加申込み
令和6年4月10日（水）から令和6年6月7日（金）まで
- (2) 入札及び開札
令和6年6月26日（水）
- (3) 契約締結
落札決定通知書発送後、概ね7日以内
- (4) 売買代金の納入
一括納付 契約締結日又はその翌日

※ご不明な点は、下記までお問い合わせください。

■お問い合わせ先 京丹後市 総務部 財産活用課 Tel 0772-69-0080（直）

市有地売払一般競争入札参加申込書

京丹後市長 様

令和6年 月 日

私は、令和6年度売払一般競争入札実施要領の内容について、承諾のうえ申込みします。

なお、この申込書及び様式2「役員等一覧表」に記載した者について、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者に該当するか否かに関し、京都府警察本部に照会することを承諾します。

申込	物件番号	所 在	公簿地目	公簿地積
	1	京丹後市大宮町善王寺小字赤坂谷 10370番6	雑種地	216 m ²
	2	京丹後市大宮町善王寺小字赤坂谷 10370番7	雑種地	216 m ²

※入札を行う物件について、申込の列に「○」をしてください。

入 札 参 加 者	申 込 代 表 者	住 所	〒
		電話番号	
		ふりがな	
		氏 名	(共有の場合 持分) 実印
以下は、共有で申込みする場合のみ記入してください。共有の場合において、契約、入札、支払い等は上欄の申込代表者を通じて行うものとします。			
入 札 参 加 者	共 有 者	住 所	〒
		ふりがな	
		氏 名	(共有の場合 持分) 実印
		入札の委任	私は、京丹後市が実施する市有地売払一般競争入札に参加するにあたり、入札に関する一切の権限を委任します。

※法人の場合は、所在地、法人名、代表者氏名を記載してください

使 用 印	入札書等、本申込書以外（委任状除く）に押印する「使用印」を押印してください。 ㊟
-------------	---

◆申込書類一式◆ 入札実施要領P3記載の書類

個人の場合

- ①様式1 市有地売払一般競争入札参加申込書
- ②関連書類 印鑑証明書
- ③様式3 誓約書（資格関係）
- ④関連書類 身分証明書（成年被後見人及び破産者でないことの証明書）
- ⑤関連書類 納税証明書（市税の滞納がない証明）

法人の場合

- ①様式1 市有地売払一般競争入札参加申込書
- ②関連書類 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
- ③関連書類 印鑑証明書
- ④様式2 役員一覧表
- ⑤様式3 誓約書（資格関係）
- ⑥関連書類 納税証明書（市税の滞納がない証明）

受付印 (市)

市有地売払一般競争入札参加申込書

記載例

京丹後市長 様

令和6年 月 日

私は、令和6年度売払一般競争入札実施要領の内容について、承諾のうえ申込みします。

なお、この申込書及び様式2「役員等一覧表」に記載した者について、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者に該当するか否かに関し、京都府警察本部に照会することを承諾します。

申込	物件番号	所 在	公簿地目	公簿地積
○	1	京丹後市大宮町善王寺小字赤坂谷 10370番6	雑種地	216㎡
	2	京丹後市大宮町善王寺小字赤坂谷 10370番7	雑種地	216㎡

※入札を行う物件について、申込の列に「○」をしてください。

入 札 参 加 者	申 込 代 表 者	住 所	〒627-8567 京丹後市峰山町杉谷 889 番地		
		電話番号	0772-69-0001		
		ふりがな	きょうたんご たろう		
		氏 名	京丹後 太郎	実印	
	(共有の場合 持分 2分の1)				
	以下は、共有で申込みする場合のみ記入してください。共有の場合において、契約、入札、支払い等は上欄の申込代表者を通じて行うものとします。				
	共 有 者	住 所	〒627-8567 京丹後市峰山町杉谷 889 番地		
		ふりがな	きょうたんご はなこ		
		氏 名	京丹後 花子	実印	
		(共有の場合 持分 2分の1)			
入札の委任		私は、京丹後市が実施する市有地売払一般競争入札に参加するにあたり、入札に関する一切の権限を委任します。			

※法人の場合は、所在地、法人名、代表者氏名を記載してください。

使 用 印	入札書等、本申込書以外（委任状除く）に押印する「使用印」を押印してください。
	Ⓜ

- ◆申込書類一式◆ 入札実施要領P3記載の書類
- 個人の場合
- ①様式1 市有地売払一般競争入札参加申込書
 - ②関連書類 印鑑証明書
 - ③様式3 誓約書（資格関係）
 - ④関連書類 身分証明書（成年被後見人及び破産者でないことの証明書）
 - ⑤関連書類 納税証明書（市税の滞納がない証明）
- 法人の場合
- ①様式1 市有地売払一般競争入札参加申込書
 - ②関連書類 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
 - ③関連書類 印鑑証明書
 - ④様式2 役員一覧表
 - ⑤様式3 誓約書（資格関係）
 - ⑥関連書類 納税証明書（市税の滞納がない証明）

受付印 (市)

役員一覧表

法人名				
代表者				
所在地				
役職名	ふりがな 氏名	性別	生年月日	
			明治・大正 昭和・平成	年 月 日
			明治・大正 昭和・平成	年 月 日
			明治・大正 昭和・平成	年 月 日
			明治・大正 昭和・平成	年 月 日
			明治・大正 昭和・平成	年 月 日
			明治・大正 昭和・平成	年 月 日
			明治・大正 昭和・平成	年 月 日
			明治・大正 昭和・平成	年 月 日
			明治・大正 昭和・平成	年 月 日
			明治・大正 昭和・平成	年 月 日
			明治・大正 昭和・平成	年 月 日
			明治・大正 昭和・平成	年 月 日

(注) 本様式には、次に掲げる者を記載してください。

- 「登記事項証明書【履歴事項全部証明書】に記載されている現在の役員全員」
- 上記1以外の者で、支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他組織（以下「営業所等」という。）の業務を統括する者
- 上記1、2以外の者で、営業所等において、部長、次長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にある者であって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をなす権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者

役員一覧表

記載例

法人名	株式会社 京丹後市			
代表者	代表取締役 京丹後 次郎			
所在地	京丹後市峰山町杉谷 889 番地			
役職名	ふりがな 氏名	性別	生年月日	
代表取締役	きょうたんご じろう 京丹後 次郎	男	明治・大正 昭和・平成	33年 1月 23日
取締役	きょうたんご はなこ 京丹後 花子	女	明治・大正 昭和・平成	35年 1月 23日
取締役	きょうたんご つきこ 京丹後 月子	女	明治・大正 昭和・平成	58年 1月 23日
監査役	きょうたんご ゆきこ 京丹後 雪子	女	明治・大正 昭和・平成	40年 1月 23日
	以下余白		明治・大正 昭和・平成	年 月 日
			明治・大正 昭和・平成	年 月 日
			明治・大正 昭和・平成	年 月 日
			明治・大正 昭和・平成	年 月 日
			明治・大正 昭和・平成	年 月 日
			明治・大正 昭和・平成	年 月 日
			明治・大正 昭和・平成	年 月 日

(注) 本様式には、次に掲げる者を記載してください。

- 「登記事項証明書【履歴事項全部証明書】に記載されている現在の役員全員」
- 上記1以外の者で、支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他組織（以下「営業所等」という。）の業務を統括する者
- 上記1、2以外の者で、営業所等において、部長、次長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にある者であって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をなす権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者

誓約書（資格関係）

私は、京丹後市が実施する「令和6年度市有地売払一般競争入札」の申し込みにあたり、次の事項を誓約します。

- 1 令和6年度市有地売払一般競争入札実施要領（以下「入札実施要領」という。）の入札参加者の資格条件を満たす、個人又は法人です。
- 2 入札実施要領、現地、様式7「市有財産売買契約書（案）」、売払物件の法令上の規制等、すべて承知の上で参加します。
- 3 落札後速やかに売買契約を締結します。
- 4 令和6年度市有地売払一般競争入札に関連する手続きにあたり、市職員の指示に従います。

令和6年 月 日

京丹後市長 様

住 所

氏 名

㊟

※法人の場合は、所在地、法人名、代表者氏名を記載してください。

【共有名義の場合】

住 所

氏 名

㊟

誓約書（資格関係）

記載例

私は、京丹後市が実施する「令和6年度市有地売払一般競争入札」の申し込みにあたり、次の事項を誓約します。

- 1 令和6年度市有地売払一般競争入札実施要領（以下「入札実施要領」という。）の入札参加者の資格条件を満たす、個人又は法人です。
- 2 入札実施要領、現地、様式7「市有財産売買契約書（案）」、売払物件の法令上の規制等、すべて承知の上で参加します。
- 3 落札後速やかに売買契約を締結します。
- 4 令和6年度市有地売払一般競争入札に関連する手続きにあたり、市職員の指示に従います。

令和6年 月 日

京丹後市長 様

住 所 京丹後市峰山町杉谷 889 番地

氏 名 京丹後 太郎 ④

※法人の場合は、所在地、法人名、代表者氏名を記載してください。

【共有名義の場合】

住 所 京丹後市峰山町杉谷 889 番地

氏 名 京丹後 花子 ④

質 問 書

令和6年 月 日

京丹後市長 様

入札参加者氏名			
担当者連絡先(必須) ※個人の場合であっても、 担当者欄に記入してく ださい。	フリガナ		
	担当者		
	電話番号		
	FAX番号		
	メールアドレス		

質問①	について(入札実施要領 ページ 行目)
質問②	について(入札実施要領 ページ 行目)
質問③	について(入札実施要領 ページ 行目)

- ・ 質問項目は、できるだけ簡潔にまとめ、入札実施要領の関連ページを付記してください。
- ・ 質問欄が不足する場合は、適宜幅を拡げて使用してください。
- ・ 質問項目が不足した場合は、適宜用紙を追加してください。

入札書（物件番号 1）

物件所在地等	物件番号 1 京丹後市大宮町善王寺小字赤坂谷 10370 番 6 雑種地 216 m ²									
入 札 金 額	億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	壺	円
注. 金額は算用数字（1, 2, 3,）にて記入し、金額の最初には必ず¥を記入してください。 上記のとおり、令和 6 年度市有地売払一般競争入札実施要領等の内容を承諾の上入札します。 <div style="text-align: center; margin: 20px 0;"> 令和 6 年 月 日 </div> <div style="text-align: center; margin: 20px 0;"> 住 所 </div> <div style="text-align: center; margin: 20px 0;"> 氏 名 Ⓜ </div> <div style="text-align: center; margin: 20px 0;"> 京丹後市長 様 </div>										

- 備考 1. 入札書に、住所、氏名（法人の場合は所在地、法人名、代表者氏名）及び入札金額を記載し、押印の上、入札箱に入れてください。
 受任者が記載する場合は、委任状の受任者と同じ住所、氏名、印鑑となります。
2. 入札金額の訂正はできませんので、新しい入札書に記入してください。
3. 入札箱に入れた入札書は、書換え、引換え又は撤回はできません。

入札書（物件番号 2）

物件所在地等	物件番号 2 京丹後市大宮町善王寺小字赤坂谷 10370 番 7 雑種地 216 m ²									
入札金額	億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	壱	円
注. 金額は算用数字（1, 2, 3,）にて記入し、金額の最初には必ず¥を記入してください。 上記のとおり、令和 6 年度市有地売却一般競争入札実施要領等の内容を承諾の上入札します。 <div style="text-align: center; margin: 20px 0;"> 令和 6 年 月 日 </div> <div style="text-align: center; margin: 20px 0;"> 住 所 </div> <div style="text-align: center; margin: 20px 0;"> 氏 名 ④ </div> <div style="text-align: center; margin: 20px 0;"> 京丹後市長 様 </div>										

- 備考 1. 入札書に、住所、氏名（法人の場合は所在地、法人名、代表者氏名）及び入札金額を記載し、押印の上、入札箱に入れてください。
 受任者が記載する場合は、委任状の受任者と同じ住所、氏名、印鑑となります。
2. 入札金額の訂正はできませんので、新しい入札書に記入してください。
3. 入札箱に入れた入札書は、書換え、引換え又は撤回はできません。

委 任 状

私は、京丹後市が実施する令和 6 年度市有地売払一般競争入札に参加するにあたり、下記の権限を委任します。

記

委任事項 入札に関する一切の権限

物件番号 物件番号 1
所 在 京丹後市大宮町善王寺小字赤坂谷 10370 番 6
雑種地 216 m²

委任期間 令和 6 年 月 日から
令和 6 年 月 日まで

令和 6 年 月 日

委任者 住 所
氏 名 ⑩ (実印)

※法人の場合は、所在地、法人名、代表者氏名を記載してください。

受任者 住 所
(代理人) 氏 名 ⑩

- 備考 1. 委任状は、当事者双方の及び押印がなければ効力なきものとします。
2. 受任者の印は、認印（スタンプ式の印以外）を可能とし、入札書に押印する印と同じ印鑑とします。

委 任 状

私は、京丹後市が実施する令和 6 年度市有地売払一般競争入札に参加するにあたり、下記の権限を委任します。

記

委任事項 入札に関する一切の権限

物 件 物件番号 2
所 在 京丹後市大宮町善王寺小字赤坂谷 10370 番 7
雑種地 216 m²

委任期間 令和 6 年 月 日から
令和 6 年 月 日まで

令和 6 年 月 日

委任者 住 所
氏 名 ⑩ (実印)

※法人の場合は、所在地、法人名、代表者氏名を記載してください。

受任者 住 所
(代理人) 氏 名 ⑩

- 備考 1. 委任状は、当事者双方の及び押印がなければ効力なきものとします。
2. 受任者の印は、認印（スタンプ式の印以外）を可能とし、入札書に押印する印と同じ印鑑とします。

委 任 状

私は、京丹後市が実施する令和6年度市有地売却一般競争入札に参加するにあたり、下記の権限を委任します。

記

委任事項 入札に関する一切の権限

物件番号 物件番号 1
 所 在 京丹後市大宮町善王寺小字赤坂谷 10370 番 6
 雑種地 216 m²

委任期間 令和6年●月●日から
 令和6年●月●日まで

令和6年●月●●日

委任者 住 所 京丹後市峰山町杉谷 889 番地
 氏 名 京丹後 太郎 ⑩ (実印)
 ※法人の場合は、所在地、法人名、代表者氏名を記載してください。

受任者 住 所 京丹後市峰山町杉谷 889 番地
 (代理人) 氏 名 京丹後 三郎 ⑩

- 備考 1. 委任状は、当事者双方の及び押印がなければ効力なきものとします。
 2. 受任者の印は、認印（スタンプ式の印以外）を可能とし、入札書に押印する印と同じ印鑑とします。



市有財産売買契約書（案）

売渡人 京丹後市（以下「甲」という。）と買受人 ○○○○（以下「乙」という。）は、次の条項により市有財産売買契約（以下「本契約」という。）を締結し、信義に従って誠実にこれを履行する。

（契約物件）

第1条 甲は、その所有する次の表に掲げる土地（以下「契約物件」という。）を乙に売り渡し、乙はこれを買受ける。

所在地	公簿地目	公簿地積
京丹後市大宮町善王寺小字赤坂谷10370番○	雑種地	216㎡

（売買代金）

第2条 売買代金は、金○,○○○,○○○円とする。

（代金の支払）

第4条 乙は、売買代金を、甲が指定する期日までに、甲が発行する納入通知書により一括して支払う。

2 乙は、売買代金の支払を遅延した場合（未払いの売買代金が2,000円未満の場合を除く）において、未払いの売買代金に対し、その支払期限の翌日から支払った日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（支払期限の翌日から1月を経過するまでの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した額を支払う。

3 前項の場合において、未払いの売買代金に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨て、遅延損害金を計算する。

4 第2項の場合において、遅延損害金に100円未満の端数があるとき、遅延損害金が1,000円未満であるときは、その端数又はその全額を切り捨てる。

5 第2項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

（所有権の移転及び契約物件の引渡し）

第5条 契約物件の所有権は、乙が売買代金を完納したときに甲から乙に移転する。

2 前項の規定により所有権が移転したときに、契約物件は甲から乙に現状有姿で引き渡す。

3 乙は、契約物件の引渡しを受けたときは、甲に受領書を提出する。

（契約物件の登記）

第6条 甲は、前条の規定による所有権移転後に、速やかに所有権移転登記する。

2 甲は、所有権が乙に移転したときから10年を経過するまでの間を、買戻しの特約期間として、契約物件に付記登記する。

3 前2項の登記に要する費用は、乙の負担とする。

（公租公課の負担）

第7条 所有権移転登記後の契約物件に係る公租公課は、乙の負担とする。

(用途制限等)

第8条 乙は、契約物件を次の各号に掲げる用途に使用しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項各号に掲げる風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業並びにこれらに類する営業の用途
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第6号までに規定する者並びにその他反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用する事務所など公序良俗に反する用途
- (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条に規定する廃棄物を処理するための用途
- (4) 公序良俗に反する用途又は公共の福祉に反する用途
- (5) その他契約物件の用途として適当でないと市長が特に指定する用途

2 乙は、契約物件を、譲渡する場合又は使用収益権を設定する場合、第三者に前項の用途制限を承継等する。

(立入調査等)

第9条 甲又は甲の指定する者は、前条に規定する用途制限に関し、その使用状況を確認するため、乙に対して契約物件の使用状況について立入調査又は報告を求めることができる。

2 乙は、前項の規定により立入調査又は報告を求められたときは、異議なくこれに応じる。

※ 乙が、消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に規定する消費者の場合

(危険負担)

第10条 本契約締結の日から契約物件の引渡しの日までにおいて、甲乙双方の責めに帰すことのできない事由により、契約物件に滅失、毀損等の損害を生じたときは、乙はその損害の程度に応じて、売買代金の支払いを拒むことができる。

(契約不適合責任)

第11条 引き渡された契約物件が物件調書の記載に適合しないものであるときは、甲は、乙に対し、引渡しの日から2年間に限り民法（明治20年法律第89号）第562条から第564条までの規定に基づく契約不適合の責任を負う。

※ 乙が、消費者契約法第2条第1項に規定する消費者以外の場合

(危険負担等)

第10条 本契約締結の日から契約物件の引渡しの日までにおいて、甲の責めに帰すことのできない事由により、契約物件に滅失、毀損等の損害を生じたときはその損害は、乙が負担する。

2 前項の場合においても、乙は、前項の理由をもって本契約の解除をすることができない。

(契約不適合責任)

第11条 乙は、本契約締結後、契約物件が物件調書の記載に適合しないことを発見しても、履行の追完、売買代金の減額若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。

(契約の解除)

- 第12条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないときは、本契約を解除することができる。
- 2 甲は、前項に規定するもののほか、京丹後市暴力団排除条例（平成24年京丹後市条例第39号。以下「暴力団排除条例」という。）第10条第3項の規定に基づき、乙が暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有するものに該当すると認められた場合は、本契約を解除することができる。
- 3 前2項の手続きに要する費用は、乙の負担とする

(違約金)

- 第13条 甲が前条に規定する解除権を行使したときは、乙は、第2条に規定する売買代金の2割を違約金として、甲の指定する期日までに甲に支払う。

(返還金等)

- 第14条 甲は、第12条に規定する解除権を行使したときは、乙が支払った売買代金を返還する。ただし、当該返還金に利息を付さない。
- 2 甲は、第12条に規定する解除権を行使したときは、乙が負担した契約費用、乙が支払う違約金、乙が契約物件に関して支出した必要費又は有益費、移転料、立退料、保証金及びその他一切の金銭上の請求を甲にすることができない。

(乙の原状回復義務)

- 第15条 乙は、第12条に規定する解除権を甲が行使したときは、甲の指定する期日までに契約物件を原状に回復して返還する。ただし、甲が、契約物件を原状に回復させることが適当でないと認めたときは、この限りでない。
- 2 乙は、前項ただし書の場合において、契約物件が滅失又は毀損しているときは、その損害賠償として本契約解除時の時価により減損額に相当する金額を甲に支払う。また、乙は、乙の責に帰すべき事由により甲に損害を与えている場合には、その損害に相当する金額を甲に支払う。
- 3 乙は、第1項の規定により契約物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに契約物件の所有権移転登記の承諾書、登録免許税、その他甲が必要とする書類等を甲に提出する。

(損害賠償)

- 第16条 第12条の規定による契約解除又は本契約に定める義務の不履行のため甲に損害が生じたときは、乙は、その損害に相当する金額を損害賠償金として甲に支払う。

(返還金の相殺)

- 第17条 甲は、第14条第1項の規定により売買代金を返還する場合において、乙が第13条に規定する違約金及び前2条に規定する損害賠償金を甲に支払うべき義務があるときは、返還する売買代金の全部又は一部と相殺することができる。

(買戻特約の解除及び登記)

- 第18条 乙は、買戻期間満了後に買戻特約の抹消を甲に申請し、甲はその申請により買戻権抹消登記を囑託する。
- 2 前項の手続きに要する登録免許税、その他の経費は、乙の負担とする。

(契約費用等)

第19条 乙は、本契約の締結及び履行等に関して必要な一切の経費を負担とする。

(法令等の規制の遵守)

第20条 乙は、契約物件の法令等の規制を熟知の上、本契約を締結したことを確認し、契約物件を利用するにあたっては、当該法令等を遵守する。

(管轄裁判所)

第21条 本契約に関する訴訟について、契約物件の所在地を管轄する地方裁判所を専属的合意裁判所とする。

(相隣関係等への配慮)

第22条 乙は、契約物件の引渡し後において、近隣住民その他第三者との紛争が生じないように留意する。

(契約外の事項)

第23条 本契約に疑義が生じた場合及び定めのない事項は、民法(明治29年法律第89号)、借地借家法(平成3年法律第90号)その他の法令又は一般不動産取引慣行に従い、甲乙誠意をもって協議し決定する。

(雑則)

第24条 本契約の履行に関して甲乙の間で用いる言語は、日本語とする。

2 本契約に規定する金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。

3 本契約の履行に関して甲と乙との間で用いる計量単位は、特約等に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に規定するものとする。

本契約の証として、本書を2通作成し、甲乙記名及び押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 住 所 京丹後市峰山町字杉谷889番地
氏 名 京丹後市長 印

乙 住 所 番地
氏 名 印

物件調書を添付

物 件 調 査 書

所 在	京丹後市大宮町善王寺小字赤坂谷10370番6						
面積（合計）	登 記 簿	216㎡	地 目	登 記 簿	雑種地	現 状	測量図のとおり
	実 測	216.55㎡		現 況	雑種地		
接 面 道 路 の 幅 員 及 び 構 造	北側が、市道余部線に接面している。						
法 基 令 づ く 等 制 に 限	都市計画法	都市計画区域内					
	建築基準法	用途地域		指定なし			
		建ぺい率	60%	容積率	200%		
		道路斜線	勾配1.5	隣地斜線	20メートル＋勾配1.25		
	その他の法律	防火地域等		建築基準法第22条区域			
	その他の法律	京都府建築基準法施行条例 (昭和35年条例第13号)		条例第6条に規定される「がけ」の影響を受ける範囲があり、建築物の安全を図る趣旨で制限があります。			
その他の法律	文化財保護法		埋蔵文化財包蔵地「小池古墳群」の外縁部にあたるため、住宅建築に際して届出が必要となる場合があります。				
第三者による 対象物件の占有	株式会社オプテージ 光ケーブル（上空占用）						
供 給 処 理 施 設 の 状 況	施 設 名		事 業 所 名		電 話 番 号		
	電 気	引 込 可	関西電力(株)福知山営業所		0800-777-8035		
	上 水 道	引 込 可	京丹後市役所上下水道部経営企画整備課		0772-69-0550		
	下 水 道	引 込 可	京丹後市役所上下水道部経営企画整備課		0772-69-0550		
	都 市 ガ ス	無	個別プロパンガス				
交 通 接 条 件	鉄 道	京都丹後鉄道 京丹後大宮駅 物件の 南方 約 1.9 km・ 車で約 4 分					
	商 業 施 設	(株)にしがき大宮バイパス店 物件の 東方 約 1.1 km・ 車で約 3 分					
公 共 施 設	市 役 所	京丹後市大宮庁舎 物件の 南方 約 2.0 km・ 車で約 4 分					
	小 学 校	大宮第一小学校 物件の 南東方 約 0.9 km・ 車で約 2 分					
	中 学 校	大宮中学校 物件の 南方 約 2.0 km・ 車で約 4 分					
特 記 事	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本物件の南側（10370番3）にある石積み擁壁設置に係る資料を、本市は保有していません。また、擁壁の改修、崖の改良・撤去等について、市は対応しません。 ・ 上水道の引込については、市上下水道部経営企画整備課（TEL0772-69-0550）にお問い合わせください。 なお、引込工事費、水道加入金は買受人の負担となります。 ・ 下水道の引込については、市上下水道部経営企画整備課（TEL0772-69-0550）にお問い合わせください。 なお、引込工事費、下水道受益者分担金は買受人の負担となります。 ・ 本物件の地籍測量図は、法務局に備え付けてあります。 ・ 境界杭等の境界点は、復元せず現状雄姿で引き渡します。なお、境界標がある場合でも、年数経過の中でその位置がずれている可能性があります。 ・ 市洪水・土砂災害ハザードマップ（令和3年度発行）において、洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域等の危険区域に含まれていません。京都府地震被害想定（平成20年度京都府公表）に基づき作成された市地震・津波ハザードマップにおいて、液状化等の地震の影響のある範囲の付近にあります。市洪水・土砂災害ハザードマップも含め、詳しくは市ホームページをご覧ください。 ・ 本物件は、現状有姿で引渡します。樹木・雑草等を含め十分現地をご確認ください。 ・ 旧府営住宅余部団地に供された土地であり、土壌調査及び地下埋設物調査を行っていません。売買契約締結後に、仮に土壌汚染等が見つかった場合でも、撤去に要する費用は買受人の負担とし、市は、契約不適合の責任を負わないものとします。 						

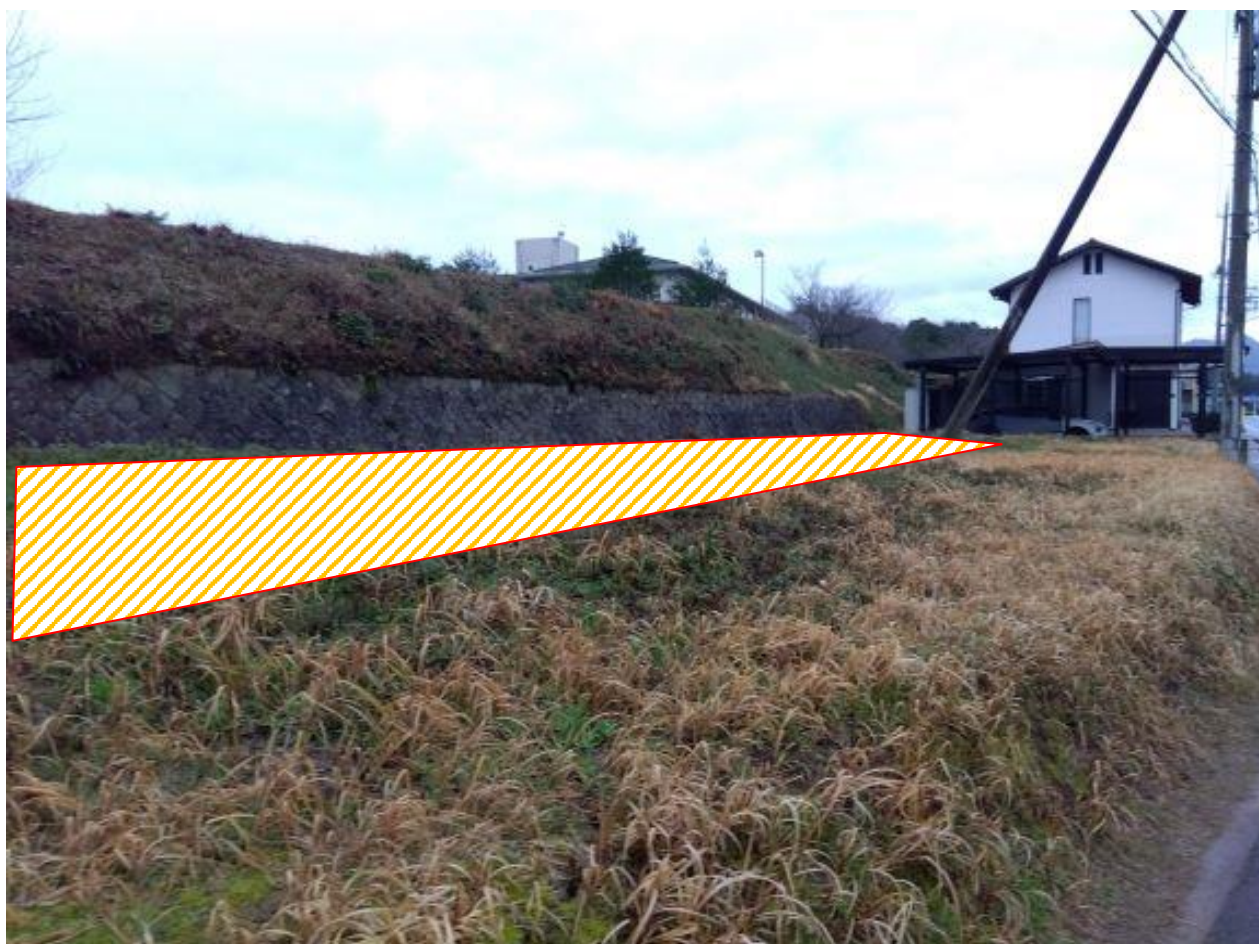
項

- ・本物件にゴミ・ガラ・砕石、自然石及び工作物等が存在する場合であっても、撤去及びその他費用負担について、市は対応しません。
- ・本物件敷地内外及び地上又は地中の別に関わりなく、工作物、電柱等及び敷設設備等の補修、移設、撤去及び雑草等の除去等の費用負担、隣接地権者等との協議について、市は対応いたしません。
- ・本物件にあるコンクリート側溝建設に係る資料を、市は保有していません。また、コンクリート側溝の経年劣化、損傷箇所等の調査は未実施であり、また、目視できない箇所に損傷等がある可能性があります。
- ・本物件に隣接する土地(善王寺小字赤坂谷370番5)の売却にあたり、市は現所有者に現状有姿で譲渡しています。370番5と本物件の間には境界鉾があり、また、境界線上にはコンクリート側溝があります。
370番5の土地に属する箇所のコンクリート側溝は、現土地所有者に譲渡していますので、境界から西側の部分が本物件に属する建築物となります。なお、市と370番5の現所有者とのコンクリート側溝や雨水処理に係る取決め(契約等)はありません。
- ・本物件にあるコンクリート側溝は10370番7等とも連続していますが、現土地所有者とコンクリート側溝や雨水処理に係る取決め(契約等)はありません。
- ・騒音については、把握していません。
- ・対象地域の自治会等が様々な活動を実施する中で、協力等を依頼される場合があります。

※ 物件調書は、応募者が物件の概要を把握するための資料です。応募者は必ず、現地、近隣の状況及び諸規制について調査、確認を行ってください。

現地写真

善王寺小字赤坂谷10370番6及び7を撮影した現地の写真です。斜線部分が京都府建築基準法施行条例第6条に規定する「がけ」の影響があると思われる範囲（イメージ）です。



物 件 調 査 書

所 在	京丹後市大宮町善王寺小字赤坂谷10370番7						
面 積 (合 計)	登 記 簿	216㎡	地 目	登 記 簿	雑種地	現 状	測量図のとおり
	実 測	216.56㎡		現 況	雑種地		
接 面 道 路 の 幅 員 及 び 構 造	北側が、市道余部線に接面している。						
法 基 令 づ く 等 制 に 限	都市計画法	都市計画区域内					
	建築基準法	用途地域		指定なし			
		建ぺい率	60%	容積率	200%		
		道路斜線	勾配1.5	隣地斜線	20メートル＋勾配1.25		
	その他の法律	防火地域等		建築基準法第22条区域			
	その他の法律	京都府建築基準法施行条例 (昭和35年条例第13号)		条例第6条に規定される「がけ」の影響を受ける範囲があり、建築物の安全を図る趣旨で制限があります。			
その他の法律	文化財保護法		埋蔵文化財包蔵地「小池古墳群」の外縁部にあたるため、住宅建築に際して届出が必要となる場合があります。				
第三者による対象物件の占有	関西電力送配電株式会社 本柱1本 支柱1本 (余部42) 株式会社オプテージ 光ケーブル (上空占用)						
供 給 処 理 施 設 の 状 況	施 設 名		事 業 所 名		電 話 番 号		
	電 気	引 込 可	関西電力(株)福知山営業所		0800-777-8035		
	上 水 道	引 込 可	京丹後市役所上下水道部経営企画整備課		0772-69-0550		
	下 水 道	引 込 可	京丹後市役所上下水道部経営企画整備課		0772-69-0550		
	都 市 ガ ス	無	個別プロパンガス				
交 通 接 条 件	鉄 道	京都丹後鉄道 京丹後大宮駅 物件の 南方 約 1.9 km・ 車で約 4 分					
	商 業 施 設	(株)にしがき大宮バイパス店 物件の 東方 約 1.1 km・ 車で約 3 分					
公 共 施 設	市 役 所	京丹後市大宮庁舎 物件の 南方 約 2.0 km・ 車で約 4 分					
	小 学 校	大宮第一小学校 物件の 南東方 約 0.9 km・ 車で約 2 分					
	中 学 校	大宮中学校 物件の 南方 約 2.0 km・ 車で約 4 分					
特 記 事 項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本物件の南側 (10370番3) にある石積み擁壁設置に係る資料を、本市は保有していません。また、擁壁の改修、崖の改良・撤去等について、市は対応しません。 ・ 上水道の引込については、市上下水道部経営企画整備課 (TEL0772-69-0550) にお問い合わせください。 なお、引込工事費、水道加入金は買受人の負担となります。 ・ 下水道の引込については、市上下水道部経営企画整備課 (TEL0772-69-0550) にお問い合わせください。 なお、引込工事費、下水道受益者分担金は買受人の負担となります。 ・ 本物件の地籍測量図は、法務局に備え付けてあります。 ・ 境界杭等の境界点は、復元せず現状雄姿で引き渡します。なお、境界標がある場合でも、年数経過の中でその位置がずれている可能性があります。 ・ 市洪水・土砂災害ハザードマップ (令和3年度発行) において、洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域等の危険区域に含まれていません。京都府地震被害想定 (平成20年度京都府公表) に基づき作成された市地震・津波ハザードマップにおいて、液状化等の地震の影響のある範囲の付近にあります。市洪水・土砂災害ハザードマップも含め、詳しくは市ホームページをご覧ください。 ・ 本物件は、現状有姿で引渡します。樹木・雑草等を含め十分現地をご確認ください。 ・ 旧府営住宅余部団地に供された土地であり、土壌調査及び地下埋設物調査を行っていません。売買契約締結後に、仮に土壌汚染等が見つかった場合でも、撤去に要する費用は買受人の負担とし、市は、契約不適合の責任を負わないものとします。 						

・本物件にゴミ・ガラ・砕石、自然石及び工作物等が存在する場合であっても、撤去及びその他費用負担について、市は対応しません。

・本物件敷地内外及び地上又は地中の別に関わりなく、工作物、電柱等及び敷設設備等の補修、移設、撤去及び雑草等の除去等の費用負担、隣接地権者等との協議について、市は対応いたしません。

・本物件にあるコンクリート側溝建設に係る資料を、市は保有していません。また、コンクリート側溝の経年劣化、損傷箇所等の調査は未実施であり、また、目視できない箇所に損傷等がある可能性があります。

・本物件に隣接する土地(善王寺小字赤坂谷370番8)の売却にあたり、市は現所有者に現状有姿で譲渡しています。370番8と本物件の間には境界鉾があり、また、境界線上にはコンクリート側溝があります。

370番8の土地に属する箇所のコンクリート側溝は、現土地所有者に譲渡していますので、境界から東側の部分が本物件に属する建築物となります。なお、市と370番8の現所有者とのコンクリート側溝や雨水処理に係る取決め(契約等)はありません。

・騒音については、把握していません。

・対象地域の自治会等が様々な活動を実施する中で、協力等を依頼される場合があります。

※ 物件調書は、応募者が物件の概要を把握するための資料です。応募者は必ず、現地、近隣の状況及び諸規制について調査、確認を行ってください。

現地写真

善王寺小字赤坂谷10370番6及び7を撮影した現地の写真です。斜線部分が京都府建築基準法施行条例第6条に規定する「がけ」の影響があると思われる範囲（イメージ）です。

